

中小企業経営承継円滑化法（事業承継）に基づく

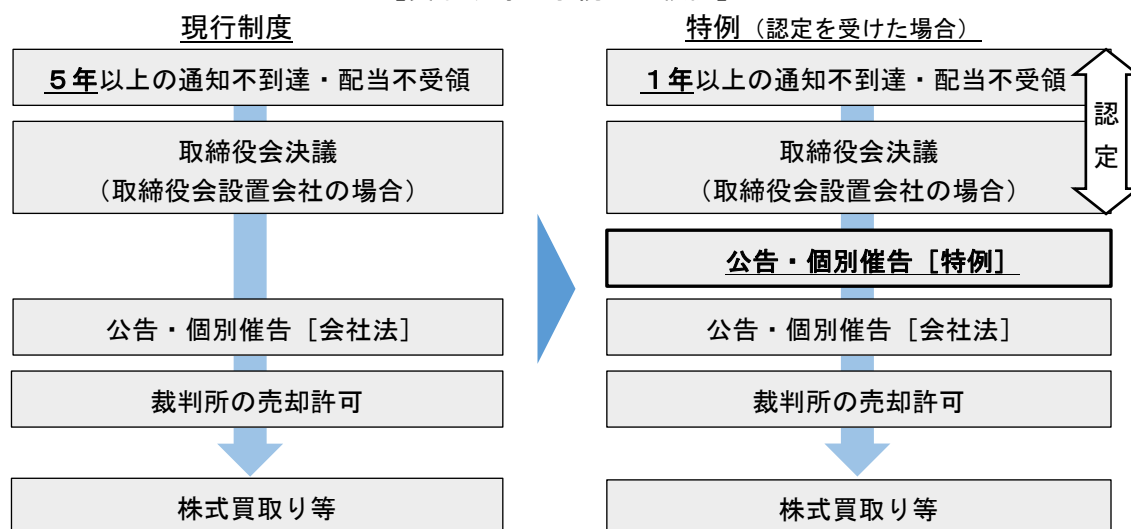
所在不明株主に関する『会社法特例』に係る認定手続きのご案内

所在不明株主の株式を競売・売却（自社による買取りを含む）するには、会社法の手続き上、5年以上継続して所在不明株主への通知等が届かない等の事情がないとできませんでしたが、「会社法特例」では、中小企業経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の認定を受けることで、所在不明株主の株式の競売・売却に要する手続きの時間を短縮することが可能になります。

1. 制度概要

承継ニーズの高い中小企業（非上場）に限り、都道府県知事の認定を受けることと、一定の手続保障（特例措置によることを明示した異議申述手続）を前提に、会社法の通知不到達・配当不受領の期間「5年」を「1年」に短縮します。

【買取り等の手続の比較例】



※ 詳細については、「所在不明株主に関する会社法特例のご案内（中小企業庁）」「中小企業経営承継円滑化法申請マニュアル『会社法特例』（中小企業庁財務課）」をご覧ください。

2. 対象となる会社

☑ 中小企業者であること

業種目	資本金	又は 従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
製造業のうちゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及び チューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
サービス業のうちソフトウェア業又は情報サービス業	3億円以下	300人以下
サービス業のうち旅館業	5,000万円以下	200人以下

※中小企業基本法上の中小企業者の定義よりも範囲を拡大。なお、医療法人、社会福祉法人、外国会社は法における中小企業者には該当しません。

☑ 上場会社等でないこと

3. 認定の要件

(1) 経営困難要件

☑ 現代表者が年齢、健康状態、その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であるため、会社の事業活動の継続に支障が生じていること

例えば、以下のいずれかに該当する場合、要件を満たします。

☐ 現代表者の「年齢」が満 60 歳を超えている場合

☐ 現代表者の「健康状態」が日常業務に支障を生じさせている場合

☐ 「その他の事情」が認められる場合

- ・ 現代表者以外の役員や幹部従業員の病気や事故等
- ・ 外部環境の急激な変化による突然の業績悪化等

(2) 円滑承継困難要件

☑ 一部株主の所在が不明であることにより、円滑な事業承継に支障が生じていること（その経営を後継者に円滑に承継させることが困難であること）

① 後継者が決まっている場合

(A) 株式譲渡による場合

～総株主等議決権数の 1/10 等を目安とする基準～

株式譲渡の手法による事業承継を行おうとする際、一部株主の所在が不明であることにより後継者が要求する議決権数等（支配権を得るために必要とする議決権数等）を得られないため、所在不明株主の株式の買取り等が必要な場合であること。ただし、所在不明株主の株式の議決権数の割合が 10%を超えるため、特別支配株主（議決権の 90%以上を保有する株主）の株式等売渡請求によるスクイーズ・アウト（支配株主が他の少数株主の株式を、その承諾なく強制的に金銭を対価として取得して少数株主を排除すること）ができない場合に限ります。

【具体的な基準】

次表の基準を全て満たしていることが必要です。

	基準の内容	図 式
(i)	一部株主の所在が不明であることにより、後継者が要求する議決権数等を得られていないこと	$b > a - d$
(ii)	会社法特例による株式買取り等の完了後に、後継者が要求する議決権数等を得られていること	$b - c \leq a - d$
(iii)	後継者が要求する議決権数等が総株主議決権数の過半数であること	$d > a \times 1/2$
(iv)	所在不明株主の株式の議決権数に係る議決割合が 10%を超えていること	$b > a \times 1/10$

a : 総株主等議決権数

b : 所在不明株主の株式の議決権数

c : 所在不明株主の株式の買取り等（予定）の議決権数

d : 後継者が要求する議決権数（後継者が経営上必要とする議決権数（既に後継者が保有している株を含む））

(B) 株主総会特別決議に基づく事業譲渡、会社分割、新株発行等による場合

～総株主等議決権数の1/3を目安とする基準～

事業譲渡、会社分割、新株発行等といった原則として株主総会特別決議に基づく手法により事業承継を行おうとする際、所在不明株主の株式の議決権数に係る議決割合が1/3を超えているため、株主総会特別決議を安全に行うことができる総株主等議決権数の2/3を確保できないこと。

【具体的な基準】

次表の基準を全て満たしていることが必要です。

	基準の内容	図 式
(i)	所在不明株主の株式の議決権数に係る議決割合が1/3を超えていること	$b > a \times 1/3$
(ii)	会社法特例による株式買取り等の完了後に、所在不明株主の株式の議決権数に係る議決割合が1/3以下であること（総株主等議決権数の2/3を確保できていること）	$b - c \leq a \times 1/3$

a：総株主等議決権数

b：所在不明株主の株式の議決権数

c：所在不明株主の株式の買取り等（予定）の議決権数

② 後継者が未定の場合

(C) 株主総会特別決議に基づくスクイーズ・アウトによる株式集約の場合（原則）

～総株主等議決権数の1/3を目安とする基準～

株式集約のためスクイーズ・アウトを行う際、株主総会特別決議に基づく手法を選択する場合に、所在不明株主の株式の議決権数に係る議決割合が1/3を超えているため、株主総会特別決議を安全に行うことができる総株主等議決権数の2/3を確保できないこと。

【具体的な基準】

次表の基準を全て満たしていることが必要です。

	基準の内容	図 式
(i)	所在不明株主の株式の議決権数に係る議決割合が1/3を超えていること	$b > a \times 1/3$
(ii)	会社法特例による株式買取り等の完了後に、所在不明株主の株式の議決権数に係る議決割合が1/3以下であること（総株主等議決権数の2/3を確保できていること）	$b - c \leq a \times 1/3$

a：総株主等議決権数

b：所在不明株主の株式の議決権数

c：所在不明株主の株式の買取り等（予定）の議決権数

(D) 特別支配株主による株式等の売渡請求による株式集約の場合（例外）

～総株主等議決権数の1/10等を目安とする基準～

株式集約のためスクイーズ・アウトを行う際、特別支配株主（議決権の90%以上を保有する株主）による株式等の売渡請求を選択する場合に、所在不明株主の株式の議決権数の割合が10%を超えるため、議決権の90%以上の議決権数を確保できないこと。ただし、経営株主等（代表者又は代表者であった者、それらの親族*¹）のみで総株主等議決権数の過半数を有しており、支配

権を確保できている場合に限りです。

また、本基準において円滑承継困難要件を満たし得るのは、必要な株式集約に支障が生じることで将来の事業承継を円滑に行えない相当程度の蓋然性が認められるときに限りです。

具体的には、経営株主等の保有株式に係る議決権数の合計に（会社法特例の適用対象となる）所在不明株主の保有株式に係る議決権数の合計を加算すると、その議決権割合が 90%以上となること、及び事業承継・引継ぎの候補先の選定に向けて支援機関*²への具体的な相談を複数回して、具体的な助言を得ていることが必要です。

* 1 6 親等内の親族、配偶者及び 3 親等内の姻族。なお、経営株主等のうち保有株式に係る議決権割合が過半数である株主がいる場合、当該株主は特別支配株主となる蓋然性が特に高いことから、当該株主が申請者以外の一定の法人を通じて間接的に保有している株式に係る議決権数も経営株主等に含めることができる。

* 2 M&A 専門業者や M&A プラットフォーマー、金融機関、商工団体、士業等専門家（公認会計士、税理士、中小企業診断士、弁護士等）、事業承継・引継ぎ支援センター等、民間機関・公的機関を問わず、事業承継や M&A の支援機関を広く含む。

【具体的な基準】

次表の基準を全て満たしていることが必要です。

	基準の内容	図 式
(i)	所在不明株主の株式の議決権数に係る議決割合が 10% を超えていること	$b > a \times 1/10$
(ii)	会社法特例による株式買取り等の完了後に、所在不明株主の株式の議決権数に係る議決割合が 10% 以下であること	$b - c \leq a \times 1/10$
(iii)	経営株主等の株式の議決権数が総株主議決権数の過半数であること	$z > a \times 1/2$
(iv)	経営株主等の株式の議決権数と会社法特例による株式買取り等を行う所在不明株主の株式の議決権数を合計した議決権数割合が 90% 以上であること	$z + c \geq a \times 9/10$
(v)	事業承継・引継ぎの候補先の選定に向けて支援機関への具体的な相談を複数回していること	

a : 総株主等議決権数

b : 所在不明株主の株式の議決権数

c : 所在不明株主の株式の買取り等（予定）の議決権数

z : 経営株主等の株式の議決権数

（注意 1）「後継者が決まっている」ことの判断

厳密には後継者以外の他社が株式譲渡の譲受人等となるケースも存在するが、後継者により当該他者が指定されている場合は、後継者が決まっているものとして判断します（例えば、後継者 X が一定数の株式を保有する Y 社が、株式譲渡の譲受人となるような場合）。

なお、後継者は現代表者の親族だけではなく、第三者の場合もあり得るものとします。

（注意 2）自己株式に係る議決権について

所在不明株主の株式を会社が買い取る場合は自己株式となり議決権を有しません（会社法第 308 号第 2 項）。しかし、会社法特例の認定に際しては、自己株式として買い取る予定の所在不明株主の株式についても、議決権を有するものとみなして判断します。

なお、会社法特例の申請時点で既に保有している自己株式については、議決権を有していないことを前提とします。

●電子申請について

本県における電子申請は、提出書類のすべて（ワードファイルまたは PDF ファイル形式）を、県の電子申請システム【e-kanagawa】にアップロードしていただくものです。

これまでのように、履歴事項全部証明書・戸籍謄本等の原本の提出や認定書返信用レターパックの同封は不要です。

なお、認定書の交付については、電子申請時に登録されるメールアドレス宛に送付します（申請者（認定中小企業者）への認定書の送付は必須となります。）。

手続き方法は、9 ページをご覧ください。

紙での郵送を希望される方は、下記注意事項をご覧ください。

紙の郵送での手続きを希望される場合

1. 認定申請書は2部お送りください。
 2. 履歴事項全部証明書は原本をお送りください。
 3. 戸籍謄本等は原本をお送りください。
 4. 認定書交付用のあて先が記入されている返信用レターパック等をお送りください。
- その他は電子申請用のマニュアル等に記載されている通りです。提出先へご郵送ください。

4. 認定申請の手続き（申請様式及び添付書類）

中小企業庁の「中小企業経営承継円滑化法マニュアル『会社法特例』」を参考に申請書を作成し、次の書類を揃えてご申請ください。

【申請書（Word ファイルで提出）】

□様式第6の4 認定申請書（別紙含む）

【添付書類（全て PDF ファイルで提出）】

< 共 通 >

□申請会社の履歴事項全部証明書

⇒認定申請日から3ヶ月以内に発行されたもの（登記情報提供サービス利用の印刷物は不可）。

□申請会社の定款の写し（原本証明付き）

⇒下図を参考に認定申請日で原本証明。押印は不要です。

< 原本証明の例 >

この写しは、認定申請日における当社定款の原本と相違ないことを証明します。

令和○年○月○日

株式会社かながわ中小企業
代表取締役 神奈川 太郎

□申請会社の株主名簿の写し（原本証明付き）

⇒認定申請日のもの（上記定款の写しに準じて認定申請日で原本証明）。

□申請会社が上場会社等でない旨の誓約書

⇒様式は下図を参考にしてください。押印は不要です。

誓 約 書

令和○年○月○日

神奈川県知事 殿

株式会社かながわ中小企業
代表取締役 神奈川 太郎

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定の申請をするにあたり、当社は同法施行規則で規定する上場会社等に該当しないことを誓約します。

□従業員数を証する書類（中小企業者であることが資本金の額だけでは判断できない場合のみ）

⇒施行規則第1条11項に定める「従業員数証明書」又は事業承継税制マニュアル等参照

- ・厚生年金保険・健康保険の標準報酬月額決定通知書及びその発行後の変動についての被保険者取得（喪失）確認通知書の写し
- ・被保険者縦覧照会回答票の写し

□連絡先

⇒送り状メモ又は名刺など

<経営困難要件関係>

次のいずれか該当する事由の書類を添付してください。

(代表者の年齢による場合)

□代表者の生年月日を公的に証明する書類

⇒マイナンバーカード表面や運転免許証の写し、住民票等

(代表者の健康状態による場合)

□代表者の健康状態を示す書類

⇒医師の診断書等

(その他の事情による場合)

□その他の事情を示す書類

⇒役員や幹部従業員が退職した経緯等を示すための報告書等、業績が外部環境の急激な変化により突然悪化したこと等を示すための書類の写し等

<円滑承継困難要件関係>※印の資料については、基準の判定に影響を及ぼさない場合、省略可

次のいずれか該当する要件の書類を添付してください。

(後継者が決まっている場合：円滑承継困難要件(A)又は(B))

□承継に係る明確な合意があることを示す書類

⇒承継に係る基本合意書や株式譲渡契約書の写し等(具体的な承継手法が明記されている部分
が分かりやすいように適宜加工して提出)※

※申請者(株式会社)がいわゆる複数代表制を採用しており、先代経営者が退任しておらず、かつ後継者候補も代表者に就任している場合には、申請会社の履歴事項全部証明書において後継者候補が代表者に就任していることが確認できれば、これらの書類は省略できます。ただし、これらに代えて具体的な承継手法に関する文書((A)基準、(B)基準振分けのため)を添付してください(事案に応じて更に追加書類を求める場合があります)。

(後継者が未定の場合：円滑承継困難要件(D)のみ)

□経営株主等の中に代表者であった者が含まれる場合、そのことを証する書類

⇒その者が代表者であったことが分かる履歴事項全部証明書の写し(閉鎖事項証明書を含む)

※

□経営株主等の中に代表者又は代表者であった者の親族が含まれる場合、親族関係を証する書類

⇒戸籍謄本等の写し及び親族関係図等※

□経営株主等のうち保有株式に係る議決権割合が過半数である株主がいる場合で、当該株主が申請会社以外の一定の法人を通じて間接保有している株式がある場合、そのことを証する書類

⇒当該一定の法人の登記事項証明書の写し、定款の写し及び株主名簿の写し※

□後継者の候補先選定に向けて支援機関への具体的な相談を複数回していることを報告する書類

⇒認定申請書に「別添報告書のとおり」等と記載する場合には任意の形式で記載した報告書等(支援機関から必要事項を明記した書類が発行された場合は当該書類の写しに代替可能)

(参考)

◆ 異議申述手続

会社法上、株式会社が、利害関係人が一定期間(3か月以上)内に異議を述べるができる旨等を官報等により公告し、所在不明株主等に個別催告する必要があります。会社法特例を活用する場合には、これに先行して、特例措置によることを明示した異議申述手続を行う必要があります(二重の手続保障)。

◆ 裁判所における手続

会社法特例の対象となる非上場株式の売却（自社による買取りを含みます。）については、「裁判所の許可」が必要であることから、裁判所における手続を経ることとなります。そのため、以下の裁判所のホームページも参照しながら、具体的な手続を進める必要があります。

東京地方裁判所民事第8部（商事部非訟係）ホームページ

「所在不明株主の株式売却許可申立事件についての Q&A」

https://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/minzi_section8/hisyou_karyou_osirase/index.html

なお、株式の競売の場合にも裁判所における手続が必要となります。

○申請書の記載方法については、中小企業庁の「中小企業経営承継円滑化法申請マニュアル『会社法特例』（中小企業庁財務課）」や記載例を参照してください。

* 中小企業庁のホームページを参照。

○申請書様式等は、神奈川県ホームページからも入手できます。

神奈川県 会社法特例 🔍 検索

●電子申請の手順

- ① e-kanagawa で検索
- ② オンライン申請手続きをクリック
- ③ キーワードで探す(会社法特例で検索)

e-KANAGAWA 神奈川県 電子申請システム

初めてご利用する方へ 手続き検索 申請状況確認 職責署名検証 ログイン

オンライン申請手続き

ホーム > オンライン申請手続き

キーワードで探す

会社法特例

手続き一覧

2025年09月08日 10時58分 現在

受付開始日時 降順

20件ずつ表示

☐ 類義語検索を行う

●電子申請入力画面

経営承継円滑化法(所在不明株主の株式の競売及び売却に関する特例_様式第6の4)

申請者情報

申請者(法人名) 必須

認定申請書を提出する法人名を正式名称で入力してください((株)などの略称は不可)。

今回提出する認定申請書に記載されている法人名を入力してください。

申請者の担当者名 必須

氏 名

申請者の担当者のメールアドレス 必須

メールアドレス

ここで登録したメールアドレス宛に認定書を電子交付します。
申請者への認定書の送付は必須となります。

申請者の担当者の電話番号 必須

市外局番から入力してください(ハイフンは不要)。

電話番号

問合せ先

問合せ先(法人名等)

申請者と問合せ先が異なる場合は、問合せ先の法人名又は事務所名を入力してください。

今回提出する認定申請書について、申請者とは別に問合せ先がある場合は、法人名又は事務所名を入力してください。

問合せ先の担当者名

氏 名

問合せ先の担当者のメールアドレス

メールアドレス

ここで登録したメールアドレス宛に認定書を電子交付します。

問合せ先の担当者の電話番号

市外局番から入力してください(ハイフンは不要)。

電話番号

問合せ先に入力がある場合は、ここで登録した電話番号宛に県から修正依頼の連絡をします。

添付1：認定申請書(様式第6の4、Wordファイルで添付) 添付ファイル 必須	今回提出する認定申請書を Word ファイルで添付してください。
以下、原則としてPDFファイルで添付してください。	
添付2：申請会社の履歴事項全部証明書の写し 添付ファイル 必須 ・認定申請日から3ヶ月以内に発行されたもの ・登記情報提供サービス利用の印刷物は不可	
添付3：申請会社の定款の写し(原本証明が必要) 添付ファイル 必須 ・変更事項を改定していない場合は議事録の写し等を添付してください。	申請フォームでは、添付ファイルの一時保存ができません。全ての申請書・添付書類を作成・データ化してから、申請フォームの入力に進んでください。
添付4：申請会社の株主名簿の写し（原本証明が必要） 添付ファイル 必須	
添付5：申請会社が上場会社等でない旨の誓約書（原本証明が必要） 添付ファイル 必須	
添付6：従業員数を証する書類（中小企業者であることが資本金の額だけでは判断できない場合のみ） 添付ファイル 施行規則第1条11項に定める「従業員数証明書」又は事業承継税制マニュアル等参照 厚生年金保険・健康保険の標準報酬月額決定通知書及びその発行後の変動についての被保険者取得（喪失）確認通知書の写し又は被保険者縦覧照会回答票の写し。	
添付7：代表者の年齢による場合 添付ファイル ・代表者の生年月日を公的に証明する書類 マイナンバーカード表面や運転免許証の写し、住民票の写し等 ※住民票の原本については別途郵送でお送りください。	
添付8：代表者の健康状態による場合 添付ファイル ・代表者の健康状態を示す書類 医師の診断書等	
添付9：その他の事情による場合 添付ファイル その他の事情を示す書類 役員や幹部従業員が退職した経緯等を示すための報告書等、業績が外部環境の急激な変化により突然悪化したこと等を示すための書類の写し等	
添付10：後継者が決まっている場合_円滑承継困難要件A又はB 添付ファイル ・承継に係る明確な合意があることを示す書類 承継に係る基本合意書や株式譲渡契約書の写し等 （具体的な承継手法が明記されている部分が分かりやすいように適宜加工して提出）	
添付11：後継者が未定の場合_円滑承継困難要件Dのみ 添付ファイル ・経営株主等の中に代表者であった者が含まれる場合、そのことを証する書類 その者が代表者であったことが分かる履歴事項全部証明書の写し（閉鎖事項証明書を含む） ・経営株主等の中に代表者又は代表者であった者の親族が含まれる場合、親族関係を証する書類 戸籍謄本等の写し及び親族関係図等 ・経営株主等のうち保有株式に係る議決権割合が過半数である株主がいる場合で、当該株主が申請会社以外の一定の法人を通じて間接保有している株式がある場合、そのことを証する書類 当該一定の法人の登記事項証明書の写し、定款の写し及び株主名簿の写し ・後継者の候補先選定に向けて支援機関への具体的な相談を複数回していることを報告する書類 認定申請書に「別添報告書のとおり」等と記載する場合には任意の形式で記載した報告書等支援機関から必要事項を明記した書類が発行された場合は当該書類の写しに 代替可能	
添付12：その他 添付ファイル	
添付13：会社と問合せ先の担当者の名刺等 添付ファイル 必須	

〔問合せ・提出先〕

登記上の本社所在地が神奈川県の中小企業の方は、以下が申請書の提出先になります。
なお、お問合せについては電話のみの対応となります。

名 称	提 出 先(紙の場合)	電 話
かながわ中小企業成長支援ステーション	〒231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県中小企業支援課内	0 4 5 - 2 8 5 - 0 7 4 8

【提出先の都道府県について】

申請企業の登記上の本社所在地（住所）の都道府県に提出します。

〔電子申請システムの操作に関するお問合せ先(コールセンター)〕

システム操作に係る不明点が解決しない場合は、次のコールセンターにお問い合わせください。

【システム操作に関するお問合せ先（コールセンター）】

固定電話：0 1 2 0 - 4 6 4 - 1 1 9（フリーダイヤル）

携帯電話：0 5 7 0 - 0 4 1 - 0 0 1（有料）

（9：00～17：00 土日祝日及び12月29日から1月3日までを除く。）

※手続き内容に係る問合せについては、**かながわ中小企業成長支援ステーション**にお問い合わせください。